

はい作業主任者

労働安全衛生関係法令の規定により、高さが2メートル以上の「はい」{倉庫、上屋又は土場に重ねられた荷（小麦・大豆・鉱石等のばらもの荷を除く）の集団をいう。}のはい付け又ははいくずしの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）については、「はい作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、はい作業主任者を選任し、作業の直接指揮など一定の職務を行わなければならないことになっております。当連合会では、三重労働局長登録教習機関として標記技能講習を実施しています。

受講資格

はい付け又は、はいくずしの作業に3年以上従事した経験を有する者

講習期間・会場・受講定員・受講費用

「[受講の申込](#)」にてご確認ください。

講習科目及び時間

科目	時間
「はい」に関する知識	3時間
機械等によるはい付け又ははいくずしに必要な機械荷役に関する知識	3時間
人力によるはい付け又ははいくずしの作業に関する知識	5時間
関係法令	1時間
修了試験	1時間

申込方法

「講習申込方法」にしたがって、お申込みください。